

ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）

ハーグ条約についてご存じですか？

一方の親の同意なく、お子さんが国境を越えて海外に移動した場合、一定の要件を満たせばハーグ条約が適用されることとなります。その場合、お子さんは、原則、元いた国に戻されることとなります。詳しくは外務省のホームページをご参照ください。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

どうしても一方の親の同意なくお子さんと移動せざるを得ない場合、刑事訴追の可能性や出入国の可否を含め、きちんと情報収集の上、行動するようおすすめします。

お子さんの海外への移動、ハーグ条約についてご不明な点がありましたら、以下までご連絡ください。

① 外務省ハーグ条約室

TEL: +81-(0)3-5501-8466 Email: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

② 在フランクフルト日本国総領事館 領事部：

TEL: 069-2385730 Email: konsular@fu.mofa.go.jp